

環境性能割の臨時的軽減に伴う地方特例交付金の創設について

- 平成31年度税制改正において、消費税率の10%引上げによる消費の反動減対策として行うこととされた自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するため、既存の住宅ローン減税に伴う減収を補填するための特例交付金に加え、**自動車税減収補填特例交付金（仮称）**及び**軽自動車税減収補填特例交付金（仮称）**を創設する。（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成11年法律第17号）の改正）

<イメージ図>

H30

地方特例交付金

H31

地方特例交付金（以下交付金の合算額）

▶ 個人住民税減収補填特例交付金（仮称）【名称変更】

▶ 自動車税減収補填特例交付金（仮称）【創設】

▶ 軽自動車税減収補填特例交付金（仮称）【創設】

1. 交付対象

- ・ 自動車税減収補填特例交付金：都道府県、市町村（特別区を含む。）
- ・ 軽自動車税減収補填特例交付金：市町村（特別区を含む。）

2. 交付総額

	平成31年度	平成32年度	計
自動車税減収補填特例交付金	225.8億円	201.8億円	427.6億円
軽自動車税減収補填特例交付金	23.1億円	50.8億円	73.8億円
計	248.8億円	252.6億円	501.4億円

3. 交付時期

4月、9月（ただし、平成31年度は9月のみ）

4. 各地方団体に対する交付額の算定方法

- ・ 自動車税減収補填特例交付金
：各都道府県及び各都道府県内市町村の自動車税の環境性能割の減収見込額並びに市町村道等の延長及び面積に応じて按分
- ・ 軽自動車税減収補填特例交付金
：各市町村の軽自動車税の環境性能割の減収見込額で按分

5. 基準財政収入額への算入

交付額の75%